

傷病補償年金とこれに付随する福祉事業

1 傷病補償年金「法第28条の2」

傷病補償年金は、職員が公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過した日又はその日後において、次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当する場合に、その状態が継続している期間支給されます。

ア 負傷又は疾病が治っていないこと

イ 負傷又は疾病による障害の程度が、次の表の第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること

部 位	傷 病 等 級		
	第 1 級	第 2 級	第 3 級
眼	1 両眼が失明しているもの	1 両眼の視力が0.02以下になっているもの	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの
口	2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの		2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの
精神・神経	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
胸腹部臓器	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの	3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの	4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
上肢	5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの	4 両上肢を手関節以上で失ったもの	5 両手の手指の全部を失ったもの
下肢	7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの	5 両下肢を足関節以上で失ったもの	
その他	9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	6 第3号及び第4号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの、その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

- (1) 傷病補償年金は、次の表に掲げる額が支給されます。

傷病等級	年金額
第1級	平均給与額 187ページ に313を乗じて得た額
第2級	〃 277 〃
第3級	〃 245 〃

- (2) 同一事由によって他の公的年金が給付されている場合は、支給額が調整されることがあります

183ページ。

- (3) 次の場合には、補償の一部が制限されます 184ページ。

ア 災害が被災職員の故意の犯罪行為又は重大な過失によるものである場合

イ 正当な理由なく基金支部の療養に関する指示に従わなかった場合

- (4) 申請手続

基金は、被災した職員が療養の開始後1年6か月を経過した日（以下「基準日」という。）において傷病補償年金の支給事由に該当するかどうかを決定し当該職員及び任命権者に通知します。傷病等級の変更が生じた場合も同様です。

傷病補償年金の決定は障害の現状報告書 263ページ その他の医学的資料に基づき行われます。

2 傷病特別支給金（福祉事業）「業規第29条の5」

傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、次の表に掲げる額が一時金として支給されます。

傷病等級	支給額
第1級	114万円
第2級	107万円
第3級	100万円

申請手続

傷病特別支給金の申請については、傷病補償年金の受給権者である旨決定するときに、基金支部から任命権者・所属を通じて「傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書」 262ページ を送付しますので、必要事項を記入のうえ、所属・任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

3 傷病特別給付金（福祉事業）「業規第29条の10」

- (1) 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、年金として、傷病補償年金額に100分の20を乗じて得た額が支給されます。ただし、その額は、150万円に、それぞれ次の表に掲げる率を乗じて得た額を超えないものとされています。

傷病等級	率
第1級	365分の313
第2級	〃 277
第3級	〃 245

(2) (1)による額に当該傷病補償年金の額を加えた額が、当該平均給与額の年額（当該平均給与額に365を乗じて得た額）の100分の80に相当する額に満たない場合は、当分の間、当該平均給与額の年額の100分の80に相当する額から当該傷病補償年金の額を差し引いた額が支給されます。

(3) 申請手続

傷病特別支給金の申請と同じです。（用紙が兼用になっています。）

4 奨学援護金（福祉事業）「業規第29条」

次に掲げる者が在学者であり、学資等の支弁が困難であると認められるとき（平均給与額が16,000円以下の場合に限る。）に各年金の受給権者に支給されます。

ア 傷病補償年金の受給権者と生計を同じくしている職員の子

イ 障害補償年金の受給権者（障害等級表 144ページ に定める第1級から第3級までの等級に該当する障害がある者に限る。）

ウ イに定める障害補償年金の受給権者と生計を同じくしている職員の子

エ 遺族補償年金の受給権者

オ 遺族補償年金の受給権者と生計を同じくしている職員の子

(1) 奨学援護金の支給額

区 分	月額（1人につき）
ア 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部の在学者	12,000 円
イ 中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部の在学者	16,000 円
ウ 高等学校、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程の在学者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは専修訓練課程の第一類の養成訓練を受ける者	18,000 円
エ 大学、高等専門学校の第4学年若しくは第5学年若しくは専修学校の専門課程の在学者又は公共職業能力開発において職業訓練（ウに掲げるものを除く。）を受ける者若しくは職業能力開発総合大学校において指導員訓練を受ける者	39,000 円

(2) 申請手続

「福祉事業（奨学援護金）申請書」 317 ページ を所属・任命権者を經由して基金支部に提出してください。

申請書には、在学者等の在学を証明する書類等所要の資料（申請書の注意事項2を参照）を添付してください。

5 就労保育援護金（福祉事業）「業規第29条の2」

次に掲げる者が、保育等に係る費用を援護する必要があると認められるとき（平均給与額が16,000円以下の場合に限る。）に、1人につき月額12,000円が支給されます。

ア 傷病補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所・幼稚園等（以下「保育所」という。）に預けている者

イ 障害補償年金の受給権者（障害等級表 144ページ に定める第1級から第3級までの等級に該当する障害がある者に限る。）で未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため、当該未就学の子を保育所に預けている者

ウ イに定める障害補償年金の受給権者で未就学の子と生計を同じくしている者のうち自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所に預けている者

エ 遺族補償年金の受給権者で未就学の児童である者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため保育所に預けられている者

オ 遺族補償年金の受給権者で、職員の死亡の当時当該職員の収入によって生計を維持していた当該職員の未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所に預けている者

申請手続

「福祉事業（就労保育援護金）申請書」 318 ページ を所属・任命権者を經由して基金支部へ提出してください。

申請書には、就労していることを証明する書類等所要の資料（申請書の注意事項2を参照）を添付してください。